

定書に、與力侍並に足輕御弓之者に被下屋敷、寄親・組頭に打渡云々。千百五拾歩與力千石之當り。とあり。此の定書に據れば、寄親の與力知高に應じ地所を請取り、寄親より與力の人々へ割り與ふる定めなりけん。然るに寛文二年十二月の定書に、三千石以下與力有之人々は、自分知之高を以居屋敷可被渡、其與力屋敷別所に而可被下。とあり。又同五年三月奥村因幡等連名の指圖書に、惣與力屋敷之儀、向後人々に被下候條、御昵近屋敷御定歩數拾歩劣に與力屋敷可被渡。とありて、其の以前は寄親へ打渡し、寄親より與力士へ引渡すべき定めなりしを、寛文五年より諸士と同じく、其の人々に直に屋敷地を賜はる事と成る。故に惣與力士の第地を、小立野與力町の地と犀川石坂與力町の地と兩所に定められ、寛文五年の春より居屋敷地を取りまうけ、同年より九年まで三年の間に惣與力士残らず移住せり。

○與力士來歴

舊藩中は與力に五等あり。第一寄親付與力、第二組付與力、第三組與力、第四明組與力、第五遠所付與力是なり。又綱

野讃岐へ附けらるゝ由、中西氏系譜に見ゆ。此の外にも彼是見たり。湯淺祇庸の藩國官職通考に云ふ。與力士は其の初め大身の人々武功等を以て與力を屬せられ、其の寄親死して其の嗣子幼少或は其の任に堪へざるが如きに至つては、他家へ附けさせらる。夫れ故代々寄親定りたる事もなく、又與力知といふもなし。然るに後には自分知之内を以て與力を出願し、或は藩侯より與力知を命ぜられ、又は加恩知を賜はる時、其の内を以て與力知を附けらるゝ如きに至りたり。是微妙公元和泰平以後よりの事なるべし。といへり。吉岡氏の撮要須知に、與力の起原を考ふるに、戰國新參の士を大身譜代の備頭に組合はせて、其の采配に従ふ。その大身の備頭を寄親といひ、其の小身新參の士を與力と呼ぶ。武田家にては與力と云ひ、又同心といふ。一役二名の如し。與力とは字の如く力を與にするの稱なり。然るに與力・同心と連続して書する事、既に源平盛衰記に見ゆれば古き唱なりといへり。平次按ずるに、與力と云ふ名目は、百練抄に久壽二年四月三日源爲朝居豐後國。騷擾宰府威脅管内。仍可禁遏與力輩之由。賜宣旨於太宰府。といふ事見れた

紀卿の時加領與力と稱せし一等ありしかど、後に本組與力の内へ打込まれ絶えたり。右五等の中にも寄親附は與力士の本義にて、家祿高知の藩士へ諸士を附屬せられ、軍役の時隨從せしむる爲なり。故に與力といへり。按ずるに甲陽軍鑑末書に、長坂釣閑手前甘騎、寄子甘騎とある寄子は則ち與力にて、親子の親睦するが如きに似たる故に寄親といひ、寄子と云ふなり。といへり。我が舊藩にても、利家卿入國前より與力の名目既にありけん。天正十年八月十五日角尾三四郎宛の利家卿印書に、與力分百六十俵小寺善助、八十俵爲村吉助、二百六十俵大鹽大海介、此の外甘名を記載せられ、二百八十俵侍分廿三人と載せられたり。村井長明の陳善録に、能州末森後詰の時、津幡にて弓衆弓弦をばづしたるを、利家卿御覽じ怒り給へば、大鹽大海と云ふ御弓衆空張になしたる由見られたれば、彼の與力士は皆射手與力ならんか。又同十三年二月村井長頼、越中蓮沼燒働の時、利長卿より長頼へ賜はる感狀に、其方寄騎吉川平七・江見藤十郎など側にて手柄仕由。と載せられたり。寄騎は即ち今いふ與力なりといへり。又同十七年射手與力二十人石

り。但し與力の輩は徒黨の輩と云ふ意にて、即ち同心の人々をいへり。然れば後にいへる與力士とは異なりといふべし。又寄親といふ事は、慶長二年の長曾我部元親が百箇條に、寄親其外物頭之申儀毎事大切に存じ、毛頭不可及異議。また、國中諸公事之儀寄親に相理、以其上可言上。寄親無之者は、奉行迄可申届云々。など載せたり。されば寄親と支配頭とは格別也。我が舊藩にても此の例なりしかど、十二冊定書に載せたる萬治二年正月江戸割場定書に、當地に寄親無之足輕・本參長柄御小人など、見わたる寄親は、支配頭を指せる名目ならんか。尙勘考すべし。さて又舊藩與力士の家祿高等の事に付、參議中將綱紀卿の親翰あり。其の寫如左。

覺

一、家中の侍中の子弟或伯叔父或從兄弟或姪或孫、此等を與力に度之旨願候者は、向後何茂手前迄頭々より相達可置候。しからば毎歲可及聽事。
一、與力知高之内三の一は、いづれに而も寄親存寄之者書付之、何も手前迄可及相談候。尤件之斷有之節は、得内